

# 今後の請求手続の流れ

9月～

## 交渉開始

東電に損害賠償を請求

- ※ 請求書等は8月下旬に東電より別途案内あり
- ※ 領収書等の証拠を送付する際、コピー等を手許に残しておきましょう

交渉不調

9月～

## 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解・仲介

- ※ 中立の立場の弁護士らが「仲介委員」として双方の話を聞く
- ※ センターの場所は現時点では東京と福島(郡山)の2か所
- ※ 中間指針にしたがった和解案が示される
- ※ 申請手数料は無料

和解不成立

## 訴訟(裁判)

- ※ 現住居最寄りの地方裁判所
- ※ 裁判所は中間指針に従う義務はなく、独自の判断が可能

交渉成立

10月～

## 損害賠償金の支給

(ただし、すでに仮払金として受け取っている金額は除かれます。)

和解成立

勝訴

交渉不調